

大川市教職員の働き方改革取組指針

1 指針について

(1) 本指針の位置付け

本指針は、福岡県教育委員会が策定した「教職員の働き方改革取組指針」に基づき、大川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び大川市立小・中学校（以下「学校」という。）が実施する「教職員の働き方改革」に向けた取組の方向性、目標、具体的取組等を示したものです。

本指針の対象は、常勤の教職員（校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び事務職員をいう。以下「教職員」という。）とします。

(2) 本指針の趣旨・目的

社会の変化に伴い学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教職員の業務が長時間に及ぶ深刻な実態が明らかになっており、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには、学校における働き方改革が急務となっています。

このような状況を踏まえ、教職員の長時間勤務を改善することで、教職員がワーク・ライフ・バランスのとれた生活を実現し健康でやりがいを持って働くこと、「教職員が子どもと向き合う時間」を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させることを目的として、本指針を策定し、「教職員の働き方改革」のより一層の推進に努めます。

(3) 教育委員会及び学校の責務

① 教育委員会の責務

教育委員会は、学校の教職員の服務監督権者として、本指針を踏まえ、市内の教職員の働き方改革に取り組みます。

② 学校の責務

学校においては、校長をはじめ、全教職員が本指針の趣旨を理解し、指針に基づき具体的な取組を実施します。そのためには、特に、校長をはじめとした管理職がリーダーシップを発揮することが重要であり、管理職は、所属職員に対して指針の趣旨等を理解させ、所属職員の長時間勤務の改善に努めます。

また、各教職員は、働き方改革の目的、趣旨を理解し、自らの働き方を見直し、長時間勤務の改善に向けた取組を実施します。

2 目標

(1) 数値目標の設定について

教職員の働き方改革の実現のため、目標を以下のとおり設定します。

目標「令和4年度から令和6年度までの3年間で、時間外在校等時間を年360時間以内（月45時間以内）とする。」

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合を除く。

緊急の課題として、月80時間超の時間外在校等時間の解消に取り組む。

令和3年度（令和3年9月）から、学校にICカードによる勤務時間管理システムを導入しています。

各教職員は、自らの出退勤時刻を把握し、勤務時間を意識した業務の遂行、長時間勤務の改善に努めてください。

管理職は、所属職員の勤務の状況を把握するとともに、業務改善を進め、所属職員の長時間勤務の改善に努めてください。

※ 数値目標について

令和元年12月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、同法第7条に基づき、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「文部科学省指針」という。）が定められました。

文部科学省指針には、時間外在校等時間の上限時間が示されており、教育委員会においては、文部科学省指針に沿って大川市立小・中学校管理規則を改正し、令和3年4月から施行しました。

本指針における目標は、文部科学省指針や大川市立小・中学校管理規則に基づき設定したものです。

文部科学省指針等における時間外在校等時間の上限時間の概要

① 在校等時間

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする。

具体的には、教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下ア、イを加え、ウ、エを除いた時間を在校等時間とする。

＜基本とする時間＞

○ 在校している時間

＜加える時間＞

ア 校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間

イ 在宅勤務の時間

<除く時間>

ウ 勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（自己申告による）

エ 休憩時間

② 時間外在校等時間（在校等時間から正規の勤務時間を除いた時間）の上限

- ・ 1か月の時間外在校等時間について、45時間以内
- ・ 1年間の在校等時間について、360時間以内
- ・ 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、1か月の時間外在校等時間100時間未満、1年間の時間外在校等時間720時間以内（連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、かつ、時間外在校等時間45時間超の月は年間6か月まで）

(2) 目標に対する検証について

- ① 教育委員会において、勤務時間管理システムで集計された時間外在校等時間を確認します。
- ② 教育委員会は、必要に応じて各学校に対して、聞き取り・指導等を行います。

3 具体的な取組について

(1) 教職員の意識改革

① 勤務時間の適正な把握（実施主体：教育委員会・学校）

■ 取組内容・・・業務従事時間を全学校で記録します。

- 学校に導入したICカードによる勤務時間管理システムにより、全ての教職員の業務従事時間を記録します。
- 各教職員は、自らの出退勤時刻を把握し、勤務時間を意識した業務の遂行、長時間勤務の改善に努めます。
- 管理職は、所属職員の勤務状況を把握するとともに、業務改善を進め、所属職員の長時間勤務の改善に努めます。
- 教育委員会は、各学校から毎月超過勤務時間の報告を求め、進捗を管理します。また、必要に応じて各学校に対して、聞き取り・指導等を実施します。

② 定時退校日の設定（実施主体：学校）

■ 取組内容・・・定時退校日を設定します。

- 定時退校日を毎週1日とします。

③ 学校閉庁時刻の設定（実施主体：学校）

■ 取組内容・・・学校閉庁時刻を設定します。

- やむを得ず時間外に業務を行う場合であっても、退庁時刻が遅くなりすぎないよ

う、学校を閉庁する時刻を設定します。

設定の目安：19時～20時

④ 学校閉庁日の設定（実施主体：学校）

■ 取組内容・・・学校閉庁日を設定します。

- 長期休業期間中に学校閉庁日を設定することで、年休取得等の推進を図ります。

⑤ 管理職の意識改革（実施主体：教育委員会）

■ 取組内容・・・管理職に対して長時間勤務の改善について校長会等で指導し、また、校長の長時間勤務の改善に係る取組を適正に評価します。

- 校長会等において、長時間勤務の改善について指導します。
- 長時間勤務の実態を正確に把握し適切な指導を行ったり、業務の見直しを図り効率化に努めたりするなど、校長による長時間勤務改善の取組を校長の業績評価において適正に評価します。

⑥ 保護者・地域住民の理解・啓発（実施主体：教育委員会・学校）

■ 取組内容・・・教職員の働き方改革の取組、定時退校日などについて保護者・地域住民に理解してもらう取組を実施します。

- 市のホームページや学校だより等で定時退校日・部活動休養日等について周知します。

（2）業務改善の推進

① 業務改善の推進（実施主体：教育委員会・学校）

■ 取組内容・・・個々人・学校等の単位で、それぞれ業務改善を進めます。

- 学校において、個々人・学校等の単位で会議や学校行事の見直しなどの業務改善を実施します。
- 学校及び教職員が担うべき標準的な職務について、大川市立小・中学校管理規則等を整備し、その明確化・適正化を図ります。

② 授業準備等の支援（実施主体：教育委員会・学校）

■ 取組内容・・・学校運営・授業準備に活用できる情報の提供、共用等を推進します。

- 教育委員会は、福岡県教育委員会と連携し、教職員の授業準備や教材研究に係る時間を軽減するために、教材や指導案等の情報提供を充実します。
- 学校における教材の共同開発や共用等を推進し、授業準備の効率化を図ります。

③ 学校のICT化（実施主体：教育委員会・学校）

■ 取組内容・・・ICTの活用により業務の効率化を進めます。

- ICTの活用による業務の改善と効率化を推進します。

④ 調査の削減（実施主体：教育委員会）

■ 取組内容・・・学校に対する調査を見直します。

- これまでの見直しに加えて、さらに学校に対する調査を継続的に見直します。

⑤ 事業の削減（実施主体：教育委員会）

■ 取組内容・・・教育委員会が実施する事業を見直します。

- 教職員の負担軽減、事務の効率化などの観点から、事業の見直しを継続的に実施します。

⑥ 文書事務の見直し（実施主体：教育委員会・学校）

■ 取組内容・・・文書事務を見直します。

- 文書事務を簡素化し、負担軽減を図ります。
- ICTの活用、不要な回覧、決裁を減らし、事務処理の迅速化を図ります。
- 公印省略による施行の推進を図ります。

⑦ 学校徴収金収納業務等の省力化の推進（実施主体：教育委員会・学校）

■ 取組内容・・・学校徴収金の口座振替による収納等を促進します。

- 学校徴収金の口座振替による収納等を促進します。

⑧ 学校給食費の公会計化の検討（実施主体：教育委員会）

■ 取組内容・・・学校給食費の公会計化を検討します。

- 公会計化を行っている自治体の事例を参考に、必要な予算等の検討を行います。

⑨ 勤務時間外の電話対応等の負担軽減（実施主体：教育委員会・学校）

■ 取組内容・・・勤務時間外の電話対応に留守番電話の自動応答を活用します。

- 留守番電話の自動応答を活用し、勤務時間外の電話対応業務を軽減します。

(3) 部活動の負担軽減

大川市「学校部活動の指針」に基づき、以下の取組を行います。

① 部活動休養日の設定（実施主体：教育委員会・学校）

■ 取組内容・・・部活動休養日を設定します。

- 学期中は、週当たり2日以上休養日を設定する（平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日以上を休養日とする。週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）。
- 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。
- 学校閉庁日は、原則として部活動は実施しない。

② 部活動指導員の配置（実施主体：教育委員会・学校）

■ 取組内容・・・部活動指導員を配置します。

- 単独で部活動の指導や引率を行うことができる部活動指導員を配置します。

（４）教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等

① スクールカウンセラー等の専門スタッフの活用（実施主体：教育委員会・学校）

■ 取組内容・・・教職員以外の心理や福祉等の専門家（専門スタッフ）を学校に配置・派遣します。

- 学校に専門スタッフ等の人的配置を行います。
スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、任期付市費負担教職員、学習指導員、ALT、学校図書館司書、学級指導支援者、スクール・サポート・スタッフ等

② 事務職員の機能強化・学校運営への参画（実施主体：教育委員会・学校）

■ 取組内容・・・事務職員の機能強化、学校運営参画の取組を研究・推進します。

- 学校事務職員の事務機能を強化し、事務職員が積極的に学校運営に参画することにより、校長や教員の事務関係業務等の軽減を図ります。
- 共同学校事務室の取組を推進し、学校運営体制の強化を図ります。
- 事務職員の職務を明確化し、事務職員がその専門性を生かし、より主体的・積極的に校務運営に参画することを推進します。

③ コミュニティ・スクールの推進（実施主体：教育委員会・学校）

■ 取組内容・・・コミュニティ・スクールの運営充実を図ります。

- 地域の人々の理解と協力を得た学校運営を実現するとともに、学校・家庭・地域の適切な役割分担により、教職員が子どもと向き合う時間を確保し、教育効果を高めるために、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の運営充実を図ります。

④ 地域学校協働活動の推進（実施主体：教育委員会・学校）

■ 取組内容・・・地域学校協働活動を推進します。

- 地域と学校の連携のもと、幅広い地域住民等が参画し、地域全体で学び合い、未来を担う子どもたちの成長を支え合う地域をつくる取組となる地域学校協働活動を推進します。

⑤ 地域等と連携した登下校時の安全対策の推進（実施主体：教育委員会・学校）

■ 取組内容・・・通学路における安全確保、安全対策を推進します。

- 教職員の負担軽減も踏まえ、地域、学校、関係機関の連携のもと、通学路における

安全確保、安全対策を推進します。